

第十一次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十一次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を進め、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、地方からの提案に基づき、小規模多機能型居宅介護の利用定員に係る「従うべき基準」の見直しや郵便局での転出届等の受付を実現するものであり、高く評価するとともに、今後、国会において早期成立を図るよう強く要請する。

法律成立後は、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを求める。

令和3年3月5日

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国市長会会長	立谷 秀清
全国町村会会長	荒木 泰臣